破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４１号
岡山県倉敷市川入882番地68
債務者　池元　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
三重県度会郡南伊勢町神前浦133－２、住民票上の住所三重県度会郡南伊勢町村山911番地
債務者　濱地　　巧
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
愛知県高浜市論地町１丁目10番地18　荒城荘205号
債務者　金井　　忍
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
愛知県岡崎市若松町字山田下２番地２
債務者　岡田　健治
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
大阪府東大阪市中小阪５丁目９番22号メゾンＧＬ305号
債務者　中　　勇人
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２８号
大阪市西淀川区佃１丁目26番１－1108号
債務者　荘川　光洋（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３８号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　千田方
債務者　徐　　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８７号
大阪府吹田市朝日町５番31－1403号
債務者　宮部　勝三
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４９号
大阪府寝屋川市池田３丁目３番50号
債務者　スナックアイアンこと　川本たまゑ
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５０号
大阪府寝屋川市初町２番17－804号
債務者　寺尾　一郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３６号
大阪府東大阪市新町15番２号
債務者　今井　浩一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６７号
大阪府東大阪市加納３丁目９番５－406号
債務者　青山　礼子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６９号
大阪府高槻市川西町２丁目19番３号
債務者　岩城みどり
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７３号
大阪府枚方市印田町37番11号
債務者　宇野　優子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８１号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号、前住所大阪市西区本田３丁目１番21－403号
債務者　松井　茂夫
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８３号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ４－111号
債務者　三國　勝巳
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９号
山形県南陽市宮内366番地の２ベルクプラッツＡ棟103号室
債務者　四釜　勇人
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８５号
さいたま市南区別所１丁目27番５－405号
債務者　大高　園子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係